

就労系サービスに関連する 届出について

神戸市 福祉局 障害者支援課



施設外就労を実施した場合の届出

就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（厚生労働省）
最終改正：令和3年3月30日障発0330第2号

2 報酬請求に関する事項について

(2) 企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援（以下「施設外就労」という。）について

④ その他

オ 事業所は、施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求に合わせて提出すること。

神戸市での取扱い

- 提出期限 施設外就労を実施した月の翌月15日
- 提出先 houkoku_2sho@office.city.kobe.lg.jp

詳しくは、下記のホームページをご確認ください。

- URL https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/syogai_shisetsugai.html
- トップページ > ビジネス > 各業種へのご案内 > 障害福祉事業 > 国・兵庫県・神戸市からの通知等 > 施設外就労実施報告書の提出について



在宅でのサービスを利用する場合の届出

利用者の要件

- 在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した者

事業所の要件

- ① 運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記していること
- ② 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューを確保すること
- ③ 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成、作業活動、訓練等の内容又は利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も可能であること
- ④ 緊急時に対応できること
- ⑤ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること
- ⑥ 事業所職員による訪問、利用者の通所または電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと
- ⑦ 原則として、月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問または利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと
- ⑧ ⑦が通所により行われ、あわせて⑧の評価等も行われた場合、⑧による通所に置き換えて差し支えない

在宅でのサービスを利用する場合の届出

届出先

運営規程の変更に関する届出先

〒650-0032

神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中金ビル4階
神戸市行政事務センター 介護・障害サービス係

利用者に関する届出先

受給者証を発行している区役所（支所）

詳しくは、下記のホームページをご確認ください。

- URL https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/shuro/zaitakuriyo_hennko.html
- トップページ > ビジネス > 各業種へのご案内 > 障害福祉事業 > 指定申請・請求等の手続き、指導監査（障害福祉サービス） > 請求手続き（過誤請求含む）（障害福祉サービス） > 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について > 就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の取扱いについて

